

『環境物品等の調達の推進に関する基本方針』に定める特定調達品目及びその判断基準の見直し（案）に関する意見

日本製紙連合会は、会員企業とともに古紙パルプの配合率偽装問題への反省の上に立って、今後再び同じような事態を招くことがないよう原因の究明を行い、再発防止策を鋭意講じてきております。また、今後とも古紙利用を全体で増加させることにより循環型社会の形成に貢献するという目標に向け、他の環境価値との調和にも配慮しながら会員企業を挙げて取り組んでいくこととしています。グリーン購入法に基づく特定調達品目適合製品の安定供給を図るために以下について意見を述べますのでご検討くださいますようお願いいたします。

意見 1 :

<該当箇所>紙類に係わる判断基準（案）6頁19行目 「環境価値の大小を数量的に適切に消費者に伝えることも可能となる。各環境指標は環境負荷低減効果が確認されている項目が選定されている。」

<該当箇所>品目及び基準（案）2頁 6 「平成22年以降は、間伐材・森林認証材の供給状況等を踏まえ、80以上を適合製品とすることを目指す。」

<意見内容>総合評価指標の導入は時期尚早と考えます。総合評価指標の導入の前提としては、より科学的データに基づく検討とともに国民にとってわかりやすい制度とすることが必要です。国民にとってわかりやすい、古紙配合率とバージンパルプ配合割合で先ずスタートすべきです。

・環境価値の大小を数量的に適切に消費者に伝えるということであれば、点数1点で評価される中味は環境価値が等しいことになるはずであり、白色度が1%低いことと、坪量が0.4g/m<sup>2</sup>軽いことと、古紙パルプを1%使うこと等の環境価値は等しいことになるはずではありますが、そのような科学的根拠はないし、コンセンサスもないのではないかと考えます。環境価値として科学的知見の蓄積と評価方法の確立を待って導入することとしたらいいと思います。

・製紙業界としては、間伐材の利用促進に向け、積極的に取り組むこととしていますが、現時点ではその供給数量、経済性等について十分なものが見込める目途が立っていないと考えられています。したがって、植林材について認証材等と同じ評価をした上で、植林材パルプ等であって、持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプを30%使用する製品についても先ず、適合製品とする基準でスタートし、その後、間伐材等について供給の見通しが立ったところで基準を見直したらよいと考えます。

・どうしてAが適合品で、B、Cが非適合品となるのか、説明できるのか疑問です。消費者にとっても混乱を招くと考えます。

	古紙配合率	認証材等	植林材等	白色度	坪量	計
A	70% (50)	30% (30)	—	75% (0)	68 g 以上 (0)	(80.0)
B	70% (50)	—	30% (15)	73% (2)	67 g (2.5)	(69.5)
C	70% (50)	—	30% (15)	68% (7)	65 g (7.5)	(79.5)

## 意見 2 :

<該当箇所>品目及び基準 (案) 1 頁 「判断の基準③製品に総合評価値及び内訳が記載されていること。」

<該当箇所>品目及び基準 (案) 2 頁 10 「「クレジット方式」とは、森林認証材の例では、この製品に実配合されているか否かを問わず、一定時期に製造された製品全体について、当該時期を通じた認証材と非認証材との調達量に応じて認証材が等しく使われていると見なす方式をいう。」

<意見内容>何を保証しているのか明確でない数字を総合評価値として表示するのは、購入者に誤解を抱かせ、適当でないと考えます。数字を表示するのであれば古紙配合率の最低保証値だけに止めるのが消費者にわかりやすいと考えます。

- ・表示されている値は、当該商品の実際の数値を表示したものではなく、クレジット制度や管理標準値の下でのものだと理解されます。表示は、供給対象となっている製品の品質規格の実際や事実と相違してはならない、とされている景品表示法との関係が整理されているのでしょうか。

- ・古紙パルプについては、配合率の最低保証率を表示することとされていますが、100%とその最低保証率との差分は何を保証して表示しているかわからない数字となってしまいますし、その中で認証材パルプや間伐材パルプ等については最低保証率を差し引いた割合で、それぞれ補正するとしていますが、補正の仕方が明確でない以上、数字の意味が不明であると考えます。提供される製品の実態である数字のみを表示する、即ち、古紙配合率の最低保証値のみを表示する、とするのが適当ではないかと考えます。

## 意見 3 :

<該当箇所>紙類に係わる判断基準 (案) 1 1 頁 1 行目 「 $y_3=0.5X_4$ 」

<意見内容>「持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ」の中で、認証材パルプ、間伐材パルプ、と植林木等に差を設ける合理的根拠はないと考えます。同じ評価にすべきであると考えます。

- ・認証材をしっかりと管理されている植林木よりも優位にしているのは合理的

ではないと考えます。林野庁は、「木材・木製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」において、木材・木製品の合法性、持続可能性の証明方法として、個別企業等の独自の方法による証明方法を森林認証制度を活用した証明方法と同等なものとして位置づけております。その方針に従って、木材の合法性、持続可能性の維持に努力してきている製紙業界としては、植林材を差別的に扱うことに納得することが出来ません。

・わが国のパルプ材 1,900 万トンのうち、天然林を含む認証材は 500 万トン（しかもそのうち C o C によりトレース出来るのは 300 万トン）、約 26%であるのに対し、非認証の植林木は 750 万トンと全体の 39%を占めています。製紙企業は原料チップの安定確保という観点から国内外の植林活動に力を入れています。自社林からの調達はまだ充分でなく、小規模の植林事業者からの供給が多くを占めている地域も多くあります。そのような小規模の森林経営者にとり、コスト面で見合わない認証制度を取得することが困難なのが現状であります。その一方で、そのような小規模事業に由来する原料を購入する際にも、それらの原料が合法的持続的森林経営から得られたものであるかどうかについて製紙業界の調達担当者は確認しています。小規模林業者からの購入についてハードルを高くする制度設計はおかしい、安定供給を阻害することにもなりかねないと危惧しています。

・植林活動に関しては、国土保全や地球温暖化対策等の観点から補助金や税制による政策的支援が講じられている一方で、グリーン購入法においては、認証材等に比べ半分の価値しか認めないというのは政策的整合性を欠いているのではないのでしょうか。

#### 意見 4 :

<該当箇所>品目及び基準（案） 2 頁 4 「X5：白色度（%） ロットごとの色合わせの調整以外に着色された場合（意図的に白色度を下げる場合）は加点対象とならない。」

<該当箇所>紙類に係わる判断基準（案） 1 2 頁 2 6 行目 「白色度に係わる指標については、今後新聞古紙や雑誌古紙、ミックスペーパーなどの市中回収古紙の積極的に利用を進めるためのインセンティブとして、加点の対象」

<意見内容>白色度を評価指標とするのは適当でないので、評価指標から外すべきと考えます。

・白色度は原料となる古紙の品質等により左右されることも多く、白色度が低いほうが環境負荷が小さいということは科学的に証明出来ないと考えます。「紙は黒いほど環境価値が高い」という誤解を与えるような基準の決め方は適当で

ないと考えます。雑誌古紙やミックスペーパーの利用を促進する必要があることには異論はありませんが、そのためには、禁忌品の混入を避ける等、より細かな分別回収により、それらの古紙の品質を高めることによるべきであり、白色度が低い紙を推奨する以前に努力すべきことがあると考えております。

・ロットごとの色合わせは全て染料により明度や色度を調整するという作業をしており、これを止めてしまえば同じ銘柄でありながらバラバラの色の製品が供給されることとなります。冊子や書籍を製作する上で行う色合わせ作業は重要であり、製品管理上必要なことでもあります。色合わせと意図的着色の線引きは不可能であり、その確認の方法はありません。

#### 意見 5 :

<該当箇所>品目及び基準(案) 2頁 5 「各機関は、坪量の小さいコピー用紙は、複写機等の使用時に相対的にカール、紙詰まり、裏抜け等が発生するリスクが高まる場合がある点に留意が必要である。」

<意見内容>坪量を評価指標とするのは適当でないので、評価指標から外すべきと考えます。

・コピー機のハードメーカーと入念な協議の基に製品設計をしており、坪量も重要な要素の1つです。坪量を基準に含めることは、コピー機の操作性等を考慮せず、「紙は薄ければ薄いほどよい」という考えを定着しかねません。製紙企業は、コピー機の紙詰まりや重送等により資源としての紙が浪費されないよう、また機器の操作性が維持されるよう十分に配慮しながら坪量を決定してきています。許容されるリスクの範囲内の製品を供給するのが製造業者の責務と考えており、基準をクリアするためにリスクの高い製品を製造し、注意を喚起することにより、そのリスクを使用者に転嫁するというやり方は事業者としてとるべき態度ではないと考えています。リスクが高まることを承知で、使用者に注意喚起せざるを得ないような薄い紙の製造を促進させるという事態を生じさせること自体、坪量を評価基準にすることの不適切さを示していると考えています。

#### 意見 6 :

<該当箇所>品目及び基準(案) 2頁 9 「間伐材の管理方法については、既存の森林認証制度のクレジット方式に準拠して整理し、原則として工場単位のクレジット方式を行うものとする。」

<意見内容>クレジット制度の枠組みとしては、工場単位のみではなく、企業単位とすることも可能とすることが適当であると考えています。

- ・当該対象となる材の利用が拡大することを目的に、利用者にとって利用可能性が増すようなシステムとすべきと考えます。
- ・間伐材の証明システムが確立していませんので、早急に確立すべきです。このままでは、来年度からの供給の実現は困難となりますことから、評価条件にするのであれば、間伐材の供給を保証すべきです。
- ・間伐材の供給が丸太チップに制限されますと、森林認証材をグリーン購入法の対象製品に集中して使用する事態が起きることが想定されますが、その結果としてグリーン購入法対象外の認証紙の供給が減少することによる混乱が予想されますので、製材工場の間伐材の廃材チップも認めるべきです。

意見 7 :

<該当箇所>紙類に係わる判断基準(案) 8頁5行目 「バージンパルプと古紙パルプのCO<sub>2</sub>排出は将来的に同程度になっていくものと考えられている。」  
<意見内容>科学的な根拠を全く示すことなく、同程度になるとしていますが、根拠を示さないのであればこの部分の記述は削除すべきです。

(以上)